

大阪市告示第755号

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおり改め、令和7年6月1日から実施する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

区役所の執務時間は、平成5年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）及び令和7年大阪市告示第756号（区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間を金曜日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日は除く。）に限り、午前9時から午後7時までとする。

なお、これに伴い令和5年大阪市告示第433号（区役所の執務時間）は廃止する。

（別表）

業 務 内 容
・住民異動届受付 ・住民票の写し等交付等関係事務（広域交付住民票の写しを除く。） ・外国人の在留管理に関する事務 ・印鑑登録申請等受付 ・印鑑登録証明書交付関係事務 ・義務教育諸学校の就学事務（北区役所、天王寺区役所及び住吉区役所を除く。） ・個人番号カードに関する事務 ・戸籍の届出の受付 ・戸籍謄抄本等交付関係事務 ・税証明交付関係事務
次の業務のうち、住民異動に伴う業務
・国民健康保険の資格異動関係事務等 ・国民年金に係る各種申請書の受付

- ・ 後期高齢者医療に係る各種届出の受付及び保険料納付に関する業務
- ・ 老人、重度障害者、ひとり親家庭、こども医療費助成に係る届出の受付関係事務
- ・ 通院医療費公費負担に係る申請の受付関係事務
- ・ 児童手当及び子ども手当に係る各種申請、届出の受付関係事務
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付関係事務
- ・ 介護保険に係る各種申請、届出の受付関係事務

(市民局区政支援室区業務改革担当)